

質問の件名及び質問の要旨（質問時間）	答弁を求める者
1 歩道の根上がり対策と計画的整備について（15分） 街路樹が生長するにつれて根が太くなることで、根が歩道の縁石や舗装を持ち上げ、歩道がでこぼこになる「根上がり」、そのため歩行者、特にお年寄りや車いす・ベビーカー・シルバーカーなどの通行に支障をきたす状況となり、問題になっています。 また、歩道上の街路樹の整備、特に低木の木が歩道の半分を占めるような所も散見され、車いすやシルバーカーの視界を遮ったり、雑草も繁茂し通行に支障をもたらしています。 本市では、道路の舗装修繕は市道路舗装修繕計画を作成し、優先順位を決めながら計画的に整備が行われていますが、歩道の整備については、対処療法的な整備しか行われていません。 シルバーカーを利用されている方、児童が通学中につまずいて怪我をしたのを立哨指導中に目撃された方、などから直接改善の要望をいただいております。 市として歩道の計画的な整備が必要ではないでしょうか。 (1) 本市での歩道の整備の現状と課題について (2) 本市のこれまでの根上がりの修繕方法について (3) 根上がり対策を施した改修整備について ア 街路樹の根が良好に生育することができる特殊な土壌を舗装の下につくる事について イ 人と街路樹にやさしい歩道の改修について (4) 根上りを避けて歩くことが出来ない狭い歩道、根上がりの程度が大きい歩道、歩行者の通行量が多い路線、通学路、地域の方々の愛着が強い街路樹など優先順位を考えた整備について (5) 歩道の半分を占めるようなものやまめな手入れがなく太くなりすぎているさつきなどの街路樹の整備について (6) 防草シートを被せたままの歩道の植栽ゾーンなど市民との協働での整備の現状と今後について	市長
2 南小中一貫教育校と義務教育学校（15分） 鶴ヶ島市公共施設個別利用実施計画において鶴ヶ島市立南小学校と中学校は、2032年小学校の場所で新たに小中一貫教育校としてスタートします。	教育委員会教育長 市長

質問の件名及び質問の要旨（質問時間）	答弁を求める者
先日、大阪府池田市に視察に伺いました。市内5つの中学校区を学園と称し、学園内の小中学校の施設分離型の一貫教育をしており、そのうちの1つは、施設も統合した「義務教育学校」のほそごう学園でした。 それらを踏まえ、本市の小中一貫教育への取り組みについて質問します。 (1) 坂戸市の城山学園のような小中一貫教育校と義務教育学校の違いについて (2) 本市が目指す小中一貫教育校は (3) 池田市では、学園内に共通のスローガンを掲げ、小中の連携が積極的に行われています。本市でも一つの小学校が一つの中学校に進学する体制が取られましたが、地理的な課題もあり全てではありません。今後の統廃合も踏まえた小中学校の連携について 3 自治会のエンパワメントについて (15分) 「オルソン問題」、公共活動では、フリーライダー(ただ乗りする人)が出てくるのは避けては通れないと指摘したアメリカの経済学者マンサーオルソンにちなんだものです。 自分は参加せず、他人に任せて、その成果だけを享受する事はある意味合理的で、自治会で設置したごみ集積場を自治会に加入せず、清掃など管理もせずに、捨てているというのは、フリーライダーと言えることです。 一方で清掃・美化、防犯、交通安全、リサイクル、自然保護、高齢者支援、子育て支援、祭りやイベントなど所謂「まちづくり」については、多くの人によって支えられ、意図せずに人任せしているものは多くあると思われます。 このオルソン問題を乗り越え、自治会活動をエンパワメントする為に行政として後押しする事について以下質問致します。 (1) 自治会活動の意義を広報することについて ア 共助の果たしている意義と公助では担うべき人が足りない現状 イ 誰かがやるだろうという考えを払しょくするために、現状や実情と何が必要とされているか、どのような協力や援助が必要か ウ 自治会の意義や目標、正当性 エ ソーシャルキャピタルの豊かさの意義 (2) 自治会のマニュアル作りについて ア 毎年会長や役員が交代するなかで基本的な運営方法の解説 イ 事務処理、書類作成のノウハウ、様式(ワードやエクセル)掲載 ウ 課題解決や活動の活性化の参考事例	市長

質問の件名及び質問の要旨（質問時間）	答弁を求める者
エ 行政との関りでの窓口や手続きについて (3) 自治会へのインセティブについて (4) デジタルでの運営サポートについて ア 会計ソフトの提供について イ LINEワークスなどコミュニケーションツール ウ 活動の情報発信ツール(SNSやHPなど) エ 自治会発行文章のデータ化(ワードやエクセルなど) オ 集金のデジタル化(振込や電子決済など) 4 養育費等・親子交流取決めサポート事業を (15分) 夫婦が離婚をする際には、子どものことやお金のことなど、様々な事柄を2人で話し合って決めます。しかし、口約束で話し合いを終えてしまうと、約束したお金が払われなかったり、後から言った言わないの争いになってしまう可能性があります。 そういったトラブルを防ぐために、公正証書作成が有効です。公正証書は、公証役場で公証人に依頼すれば誰でも作ることができ、約束通りに金銭の支払いが行われなかった時には、強制執行（財産の差し押さえ）を行えるようにできるという大きなメリットがあります。 厚生労働省の調査（平成28年度全国ひとり親世帯等調査）によると、「養育費を現在も受けている」とされる母子家庭は24.3%（約4人に1人）にとどまっており、逆に「養育費を受けたことがない」とされる母子家庭は56.0%にも上っています。 兵庫県明石市では、養育費や面会交流についての取決めを促すため、参考書式を配布し、相談体制を充実させ、調停調書や公正証書などを作成するための公費による助成も行っています。 県内では久喜市が「養育費確保支援事業補助金」事業を実施、公正証書等作成経費、養育費保証契約締結経費、裁判外紛争解決手続利用経費にそれぞれ上限5万円でこの4月から実施しています。 以下、質問します。 (1) 本市の相談体制と対応状況について (2) 本市の養育費不払い解消に向けた支援について (3) 令和6年民法改正、新しい養育費制度をめぐる改正の影響について (4) 養育費等・親子交流取決めサポート事業の実施について	市長